

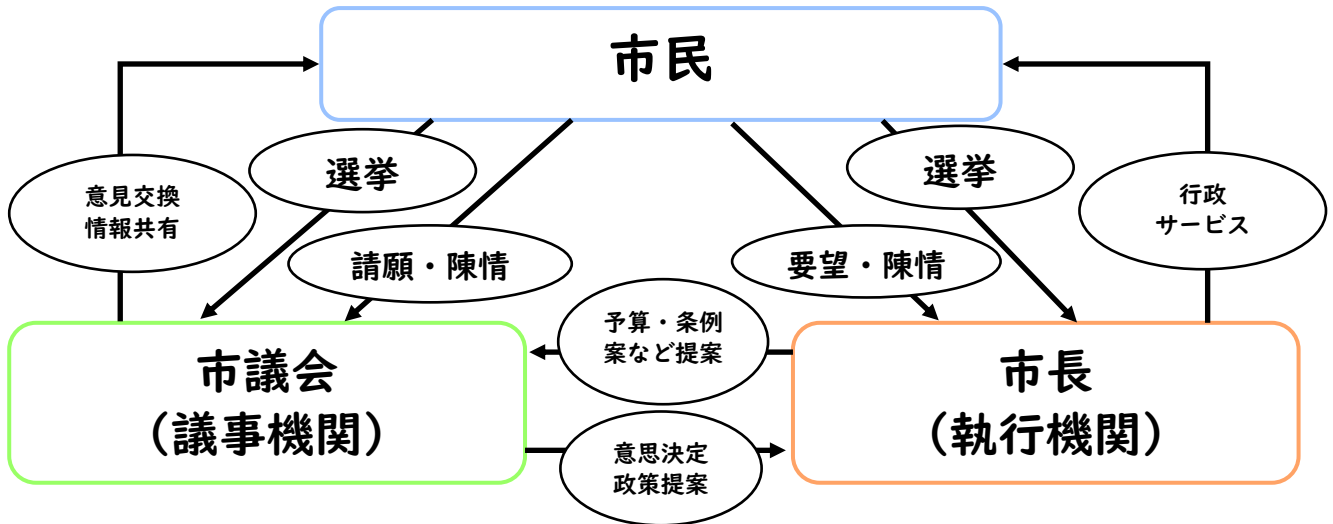
多治見市議会ガイド



市議会とは

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員（定員21名）で構成され、市の議事機関として、市の施策について議論し、方針や意思の決定を行います。

市議会の決定を受けて施策を実施する市長（執行機関）とは対等の立場であり、それぞれが市民に責任を負い、よりよいまちづくりを目指していきます。



市議会の仕事

市議会は、市民の代表として行政執行が適切にされているのか審議するとともに、政策を提案しています。そのために、市議会ではさまざまな仕事をしています。

議決

条例の制定・改廃、予算および決算の認定などについて、決定します。

検査・監査請求

事務の執行状況について書類などを検査し、監査委員へ監査の請求ができます。

調査

市の業務が適正に行われているか調査します。必要に応じて関係者への証言や記録の提出などを請求できます。

政務活動

先進自治体や社会的な動向を調査・研究し、政策立案や議論に活かします。議員（会派）には、そのための必要な経費として政務活動費が交付されます。

意見書提出

市の公益に関することについて、議会の意思をまとめ、国会または関係行政庁に対して提出します。

請願・陳情の受理

市民や団体などからの要望として提出された請願や陳情を受理し、市政に反映します。

市議会の流れ

多治見市では、定例会を3月、6月、9月および12月の年4回開会しています。また、この定例会のほかに、必要に応じて臨時会を開会します。

本会議は、全議員で構成され、議案や請願、意見書を審議し、市議会の意思決定（議決）を行います。

ここでは、市議会定例会の一般的な流れをご紹介します。

①本会議

開会

議長は、開会の宣言をします。
また、会期の決定をします。

議案の上程

本会議の議案を議題とします。

議案説明

提案者が、議案の説明をします。

質疑

議案に関する質問を議員が行います。

委員会付託

議案や請願を所管する委員会で審議するよう委ねます。

②委員会審議

③本会議

一般質問

議員は、市政全般に関することについて質問することができます。個人でテーマを持ち、事業の確認や政策の提案を行います。9月定例会では、会派を代表して1名が「会派代表質問」を行います。

委員長報告

各委員長が所属委員会で審議した結果を報告します。

討論

議員が議案や請願などに対して、賛成・反対の意見を述べます。

議決

市議会として、賛成・反対の意思決定をします。

閉会

議長は、閉会の宣言をします。

委員会審議とは？

さまざまな議案を本会議のみで審議することが困難なことから、分野別に委員会を設置して議論しています。委員会構成は、次のとおりです。

総務常任委員会（7人）

企画部、総務部、市民福祉部のうち市民課、環境文化部のうち文化スポーツ課およびくらし人権課、会計課、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会並びに監査委員に関する議案並びに他の委員会に属さない議案

経済建設常任委員会（7人）

経済部、環境文化部のうち環境課、都市計画部、建設水道部および農業委員会に関する議案

教育福祉常任委員会（7人）

市民福祉部のうち福祉課、高齢福祉課および保険年金課、こども健康部並びに教育委員会に関する議案

予算常任委員会（全議員）

一般会計及び特別会計（公営企業に係るものを含む。）の予算に関する議案

特別委員会

特定の事項について審議する必要がある場合に設置します。

例：決算特別委員会

本庁舎建設に関する特別委員会 など

その他の会議

- ・議会運営委員会
本会議などの会議運営や議会内の課題などを協議します。
- ・全員協議会
市長部局から受けた事業説明に関する協議や議員間討議などを行います。
- ・広報広聴研究会
市民と議会との対話集会の企画や議会だよりの発行など広報広聴政策を行います。

市民参加

○市議会の傍聴

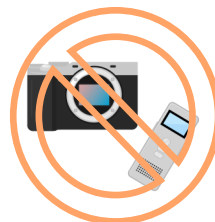
本会議は議場、委員会は委員会室で傍聴できます（原則公開）。
 本会議は、議会の様子をストリーム配信しているほか、
 過去の中継の映像もご覧いただけます。
 本会議の一般質問は、おりべチャンネルでもご覧いただけます。



【中継サイト入口QR】

【傍聴時の主な注意事項】

持込禁止の物を持って 飲食や喫煙はできま 議長の許可なく、写 妨害行為や拍手など
 いる方は傍聴席へ入れ せん。 真や映像の撮影、録 による賛否の表明を
 ません。 音はできません。 してはいけません。

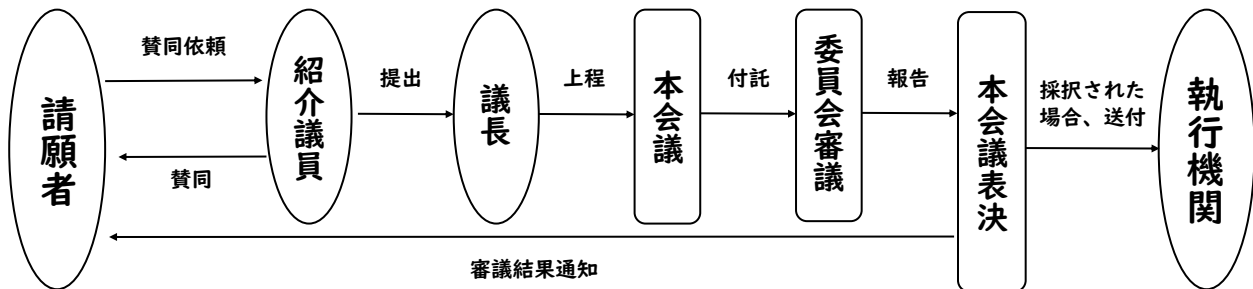


○請願・陳情

市政に対する要望の方法として、請願と陳情があります。請願と陳情は、手続きが異なります。

	請願	陳情
言語	日本語	
共通事項	タイトル、趣旨、理由（または説明）、提出年月日、住所・氏名（署名または押印）を記載してください。複数人の場合は、代表者を定め、代表者の住所・氏名を記載し、代表者以外は別紙に住所・氏名を記載してください（それぞれ署名または押印）。	
特記事項	<p>○紹介議員が必要です。 （議員との調整は請願者が行います。）</p> <p>○請願書に紹介議員欄を設けてください。 （紹介議員が請願書に署名または記名押印）</p> <p>○意見陳述を行うことができます。</p>	<p>○陳情書は、全議員に写しを配布します。</p> <p>○定例会の初日に、期間内に提出された陳情書をまとめ、諸般の報告に記載します。</p> <p>○賛同議員があった場合には、その趣旨に沿った意見書などの提出を協議します。</p>

【請願の流れ】



○直接請求

市政運営に異議がある場合には、有権者の一定数以上の署名を集めることで、次のことを請求することができます。

- 条例の制定や改正、廃止
- 議会の解散
- 議員や市長の解職

広報広聴活動

多治見市議会では、活動状況を広くお知らせし、市民に議会をより身近に感じてもらえるよう、次の活動を行っています。

○たじみ議会だより

定例会・臨時会の情報や議会活動の様子をお伝えしています。

市内配布の他、公式ホームページや自治体広報アプリ「マチイロ」にも掲載しています。

題字は、多治見市観光大使 杉浦誠司さんのめっせー字です（平仮名「しみんのこえをかたちに」（市民の声を形に）を用いて「議会」と表現しています）。



○市民と議会との対話集会

市民の皆さんの声を聴き、市政に反映させるため「市民と議会との対話集会」を毎年開催しています。

テーマについて市民の皆さんと意見交換をし、いただいたご意見などを報告書にまとめています。



○おとどけセミナー

皆さんの地域に出向いて、市役所の仕事をわかりやすく説明します。

市議会では、議会のしくみや議員の活動についてご説明します。また、議場の見学も可能です。平成28年度から開始し、主に市内の高校生を対象に実施しています。



市ホームページQRコード

○会議録の閲覧

本会議や委員会などの会議録を「会議録検索システム」に掲載しています。インターネットの専用サイトから閲覧いただくことができます。



会議録検索システムQRコード

※会議録は、順次作成していますので、最新の会議録が会議終了後直ちに閲覧できるとは限りません。

QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



編集・発行 令和7年6月6日
改訂 令和8年5月11日

多治見市議会事務局

〒 507-8703
岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地
☎ 0572-22-1111(内線:1520~1522)